

町田市訪問マッサージ連絡会規約の一部改正について

<議案説明>

町田市訪問マッサージ連絡会の役員につきまして、役職、役員定数、役員選出方法の変更を
したく、議案といたします。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ~~4名~~

変更

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 役員 5名